

「洪水災害の影響を受けた投資奨励取得者への支援策についての投資奨励委員会布告第 4/2554 号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●洪水災害の影響を受けた投資奨励取得者への支援策についての投資奨励委員会布告第4
／2554号

全国すべての地域の洪水災害の影響を受けた投資奨励取得者への支援とするため、仏暦二五二〇年投資奨励法令の第二八条の内容に基づく権限により、投資奨励委員会は以下のように洪水災害の影響を受けた投資奨励取得者への支援策を定め、布告する。

1、以下の原則と要件のもとに、洪水の被害を受けた機械を代替する機械の輸入税を免除する。

1・1、輸入する機械は被害を受けた機械を代替するための機械でなければならず、当該機械の輸入は1回だけとする。

1・2、損害保険会社の損害額を示す書類、及び事務局が認めた写真またはその他の書類など、機械の損害評価の証拠を示さなければならない。

1・3、外国からの中古機械の輸入の場合、奨励プロジェクトに使用する中古機械の輸入許可審査の原則についての仏暦二五四六年一月三〇日付けの投資奨励委員会事務局布告第ポー・2／2546号に従っていないなければならない。

1・4、仏暦二五五四年一二月三十一日までに代替機械の輸入を申請しなければならない。

(1) 既存の奨励プロジェクトの機械輸入期間が終了していない場合、代替機械の輸入期間は既存の機械輸入期間とする。ここに事務局は代替機械の輸入期間の延長を検討することができる。

(2) 既存の奨励プロジェクトの機械輸入期間が終了している場合、特典の申請日から代替機械輸入期間を定め、認可日から2年以内に機械輸入期間が終了する。

2、洪水で被害を受けた機械を代替する機械の輸入税免除の特典認可の審査において投資奨励委員会事務局に権限を委任する。

ここに仏暦二五五三年一二月二四日から。

(おわり)